

上記のとおり相違ありません。

令和5年1月19日

氏名 三郷 太郎

(※1) 専任の主任技術者及び監理技術者においては、請負建設業者との恒常的（３ヶ月以上）雇用関係が必要となる。

(※2) 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第７条第２号ハ〔資格等〕**に該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、**資格を証明する写し**を添付すること。

技術者（監理技術者）の要件が**建設業法第１５条第２号イ、ロ及びハ**に該当する場合は、要件を満たす監理技術者証の業種及び資格者証交付番号を記載し、**監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し**を、それぞれ添付すること。

(※3) 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第７条第２号イ、ロ〔学歴、実務経験〕**に該当する場合は、**要件を満たす学歴、実務経験を記載**すること。また、添付書類として契約書の写しや工事に参加したこと等を提出すること。なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。

(※4) 請負代金額が４,５００万円以上（建築一式工事については９,０００万円以上）の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の**専任技術者証明書**の写し等を添付すること。